

# 公益社団法人 高知県土木施工管理技士会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人高知県土木施工管理技士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知市本町4丁目2番15号に置く。

2 この法人は、理事会の議決を得て、必要があるときは、支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、土木技術に関し、調査研究研修などを行うことにより施工技術の向上を図り、より質の高い社会資本の整備を図ることで、国土の利用、整備又は保全に貢献し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国土の利用、整備又は保全に関する施策及び法令の調査研究
  - (2) 土木技術者の技術力及び社会的地位の向上並びに資格取得のための支援
  - (3) 施工と施工管理の技術等に関する継続学習制度の運営、講習会の実施
  - (4) 工事の安全・品質及び効率の向上に関する講習会の実施及び調査研究
  - (5) 施工と施工管理に関する情報と資料の収集を行い会誌その他の印刷物を刊行し情報の提供を行うこと。
  - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、高知県内において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成)

第5条 この法人の会員は次の4種類とする。

- (1) 正会員 高知県内に住所又は勤務場所を有する土木施工管理技士等で、この法人の目的に積極的に賛同し入会する者
- (2) 特別会員 高知県内に住所又は勤務場所を有する有識者又は学識経験者でこの法人の目的に積極的に賛同し入会する者及び長年にわたりこの法人に特別に功績のあった会員

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し入会し、かつこの法人の事業の推進に協力する個人又は団体

(4) 準会員 高知県内の高等学校、専門学校、大学校に学ぶ生徒及び学生でこの法人の目的に賛同し入会し、かつこの法人の事業の推進に協力する個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事長に理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項第1号の規定により会員を除名しようとする時は、その会員に総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上納付しないで、催告を受けた後3ヶ月以内にその義務を履行しないとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員

の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、4名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長の1名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事、会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることが出来ない。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 代表理事及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己

の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の議決に基づいて解任することができる。

(職員)

第26条 この法人は庶務に従事する職員を若干名置くことができる。

2 職員は会長が任命する。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

### (3) 代表理事、会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

#### (招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

#### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事並びに出席した理事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 その他の機関

#### (顧問、相談役及び参与の設置)

第33条 この法人に顧問・相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問は、理事会から諮問された事項について助言を行い意見を述べることができる。

3 相談役はこの法人の運営に関する相談に応ずる。

4 参与は、この法人の運営実務について実務的側面から助言を行い意見を述べる。

5 顧問、相談役及び参与に関する必要な事項は、理事会の決議をもって、別に定める。

#### (委員会)

第34条 会長は、業務の円滑な執行を図るために、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会の任務は、総会及び理事会の権限を侵さない範囲に制限される。

3 委員会の構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める委員会規程による。

#### (支部)

第35条 支部の設立及び規約等については、理事会の決議をもって定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを

記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金)

第40条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の規定による設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、田邊 聖、宮田喜弘 とする。

また、この法人の最初の会長は、田邊 聖、副会長は、安岡 健、濱口重夫、宮田喜弘、専務理事は 石津知己 とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法

人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。—

#### 附 則

この定款は、平成29年5月22日から施行する。